

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主をはじめ、顧客・取引先・従業員・地域社会等あらゆるステークホルダーの発展に寄与し社会一般からの信頼を得るため、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付けております。

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築し、速やかな経営の意思決定を図るとともに、経営監督機能の充実や内部統制システムの強化を通じて経営の健全性や効率性を高めております。また、適時・適切な情報開示やIR活動を通じて経営の透明性、公正性や、株主の権利や平等性を確保することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、当社グループ全体の持続的な成長には様々な企業や地域との連携が重要であると考えております。このため、中長期的な観点から取引先との関係強化、或いは、地域社会との関係維持に資するか否かを総合的に勘案し、保有の合理性があると判断される場合に限り株式を保有することとしております。保有株式は当社の企業価値向上に一定の役割を果たしているものと考えておりますが、その保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等の検証を個別銘柄ごとに取締役会にて定期的に行っております。なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については縮減を図ってまいります。また、議決権行使にあたっては、画一的な基準によるのではなく、個別議案ごとに企業価値を著しく毀損させるおそれや、当社への影響等を総合的に勘案した上で、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)にあたっては、会社や株主共同の利益を害することのないよう、一般の取引条件と比較し、同様の適切な条件とすることとしております。

なお、役員との取引にあたっては、取引の開始前に、当該役員又は取引担当部署から経理部へ概要の通知を行い、利益相反取引等に該当する場合には取締役会において取引の可否を決定し、承認された取引の結果について取締役会へ報告することとしております。

【原則2-4-1 中核人材の多様性の確保】

当社グループは、性別や国籍、人種に関係なく、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かすことのできる環境を整備し、持続的に企業価値の向上を図ることを目指します。また、顧客、取引先はもちろんのこと、関係する役職員の人間性、多様性を尊重し認め合っている状況(=ダイバーシティ&インクルージョン)に向けた取組みを推進していくことで、やりがいや成長を実感できる職場環境を実現していきます。

(目標と具体的な取組み)

女性活躍推進の取組みとして、女性管理職数を2025年度まで(2021年度比で)に50%以上増、女性技術者を50%以上増とすることを目標にするとともに、将来の中核人材への登用の候補となりうる女性社員がまだまだ少ない現状に鑑み、女性の採用を積極的に進めていきます。

また、人事部門と各部門のマネジャーが連携し、ライフイベント等に左右されないキャリア構築と職場環境を構築することで管理職候補者を育成し、多様な中核人材を登用できる環境を中長期的に整備してまいります。さらには、社員のやりがいや成長の実感を推定する指標として、定期的に従業員満足度調査を実施し、満足度の向上を図るための施策を継続的に実施していきます。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを認識し、企業年金の担当者が運用委託先機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、適切な資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。また、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念・経営理念、中期経営計画については当社ホームページにて開示しておりますのでご参照ください。

企業理念・経営理念

<https://www.yahagi.co.jp/company/philosophy/>

中期経営計画

<https://www.yahagi.co.jp/ir/plan/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役、監査役候補者の指名にあたっては、人格・識見に優れ高い倫理観を有し、当社事業に関わる知識・経験・能力・実績等が豊富であるこ

とや、各分野における豊富な経験・知見をもとに客観的立場から経営の監督や監視ができることなど、取締役、監査役として相応しい者を指名することとしております。

なお、指名並びに解任にあたっては、透明性と客観性を高めるために、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会にて決定することとしております。

(5)取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名の説明

当社では、取締役候補者、監査役候補者の経歴並びに、指名及び解任の理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【原則3 - 1 - 3 サステナビリティへの取組み】

当社は、サステナビリティを巡る課題に対する取組みをCSR、ESG経営の重要な一部と認識しており、従業員一人ひとりが企業活動を通じてSDGsに積極的に取り組んでいくための指針として「矢作建設グループSDGs宣言」を策定公表しており、その取組みの推進を中期経営計画の事業方針に掲げております。

SDGs宣言

<https://www.yahagi.co.jp/csr/sdgs/>

また、人的資本や知的財産への投資等につきましても、当社グループの持続的な成長に向けた経営基盤の確立に重要であると考えており、中期経営計画の事業方針に掲げ、投資計画等を公表しております。

中期経営計画

<https://www.yahagi.co.jp/ir/plan/>

TCFDに関する開示につきましては、当社グループは気候変動への対応を重要な経営課題のひとつと捉え、温室効果ガス排出量削減などの気候変動に関する取組みを推進しております。

気候変動関連の情報開示

https://www.yahagi.co.jp/csr/information_disclosure/

【原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項について、取締役会で判断・決定しており、その付議基準を取締役会規則に定めております。それ以外の事項についても代表取締役で構成される会議体(経営会議)等にて方針を決定した上で、業務執行取締役及び執行役員にその判断・決定を委ねております。なお、社内規程において、決裁者や報告すべき部署等を詳細に定める等、委任の範囲を具体的に示し運用しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性に関する要件に加え、人格、識見に優れ、高い専門性と倫理観を持ち、当社経営に対して独立した客観的な立場から指摘、意見することができるなど、独立社外取締役として十分な役割を果たすことができることを基準としております。

【原則4 - 10 - 1 指名、報酬委員会の独立性に関する考え方、権限、役割等】

当社はコーポレートガバナンスの一層の充実に向け、指名・報酬に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、代表取締役及び独立社外取締役で構成、独立社外取締役を過半数以上、委員長を代表取締役とし、取締役の指名・報酬に関して、指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

【原則4 - 11 - 1 指名、報酬委員会の独立性に関する考え方、権限、役割等】

当社は、当社の事業分野それぞれの高い専門性を有する者をバランスよく選任するとともに、経営に対し客観的な立場から十分な監督機能を果たすことができるよう独立社外取締役を1/3以上選任することで、取締役会としての多様性を確保しております。また、取締役会は当社グループの規模及び事業の内容から、定款に定める15名以内で業務執行の監督を効果的かつ効率的に行い、経営の意思決定の迅速化を図るために必要と考える最少人数で構成します。

なお、取締役・監査役に求める役割・専門性についてスキルマトリックスとして、株主総会招集通知に記載しており、他社での経営経験を有する独立社外取締役についても選任しております。

【原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数を当社の取締役・監査役の業務に支障のない範囲に留めるものとし、兼任状況を株主総会招集通知に記載しております。

【原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会は、その実効性の確保と機能向上に向けて、全取締役・全監査役にアンケートを実施いたしました。

各取締役・監査役による自己評価の結果、取締役会の議題・付議事項の設定、資料の内容・分量や説明の仕方等、運用面は概ね適切で、各議題の審議も十分されているとの回答が大半であることから、実効性は確保されていると判断いたしました。

一方で、更なる実効性の向上に向け、内部統制やリスク管理に関する審議の充実、図やグラフを用いたより分かり易い説明など、建設的な意見が提示されたことを踏まえ、今後の取締役会の運営に活かしてまいります。

【原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役がそれぞれの役割・責務(法的責任を含む)を適切に果たすことができるよう、個々の取締役・監査役に適合した外部セミナーや交流会など、必要な機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。

また、社外取締役、社外監査役に対しては、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報など、当社についてより理解するために必要な情報を提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、当社が相当と認める範囲及び方法により株主を含む投資家との対話の促進に取り組めます。

(1)株主を含む投資家との対話は、担当部署のほか関連部署が連携して情報収集、管理及び開示を行います。

(2)機関投資家との個別面談を実施するほか、IRイベントに参加し、個人投資家・機関投資家との対話の機会の充実に努めるとともに、ホームページ上で、事業内容、決算関連情報、独自工法等の情報を掲載します。

(3)株主を含む投資家との対話において得られた重要な意見・懸念等は、関係部署へフィードバックし情報共有を図るほか、特に重要なものについては取締役会に報告します。

(4)インサイダー情報については、情報管理や内部取引に関する規程を定め、厳格な統制を実施するほか、沈黙期間を設定し決算発表日前の投資家との対話を控える等、インサイダー情報の漏洩防止に努めます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は従前より資本効率を意識した経営について、財務バランス及び投資効率の観点等から議論を重ねてまいりましたが、2023年3月31日の東京証券取引所からの要請を受けて、現在更なる議論を重ねており、準備が整い次第、開示してまいります。

【株主との対話の実施状況等】

当社は株主との建設的な対話に関する方針に記載のとおり、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主を含む投資家との対話の促進に取り組んでおります。

直前事業年度における株主・投資家との対話の実施状況は以下のとおりです。

(1)対話の主な対応者

財務担当役員、担当部署

(2)対話を行った株主・機関投資家

国内の機関投資家、個人投資家

(3)対話の主なテーマ

事業環境、中期経営計画の進捗、株主還元、ESG / SDGs、成長戦略など

(4)対話結果の経営陣へのフィードバック

対話を通じて把握した株主・機関投資家からの意見は適宜経営陣に展開し、戦略や各施策の参考としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋鉄道株式会社	8,282,513	19.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,589,200	7.57
矢作建設取引先持株会	2,841,200	6.54
株式会社りそな銀行	2,047,220	4.71
株式会社三菱UFJ銀行	2,047,220	4.71
有限会社山田商事	2,005,000	4.61
矢作建設工業社員持株会	1,404,542	3.23
株式会社日本カस्टディ信託銀行(信託口)	1,293,700	2.98
日本生命保険相互会社	833,790	1.92
株式会社横浜銀行	762,325	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石原真二	弁護士													
中川由賀	学者													
坂 英臣	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

石原真二	石原総合法律事務所 所長 東京証券取引所、名古屋証券取引所の定める独立役員に指定	1.弁護士として培われた専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため選任しております。 2.当社は同氏が所長を務める石原総合法律事務所と顧問契約を締結し顧問料を支払っておりますが、顧問料は当社への経済的依存が生じるほど多額ではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断し指定しております。
中川由賀	中京大学法学部教授 弁護士 中川法律経営事務所 東京証券取引所、名古屋証券取引所の定める独立役員に指定	1.法学分野に関する専門的な見識・経験を有しており、当該見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため選任しております。 2.当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断し指定しております。
坂 英臣	株式会社 坂角総本舗 代表取締役会長 東京証券取引所、名古屋証券取引所の定める独立役員に指定	1.会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者として客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため選任しております。 2.当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断し指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

コーポレートガバナンスの一層の充実に向け、指名・報酬に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に、委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に会計監査人から会計監査に関する報告を受ける公式な会議等において、監査方針や監査計画について相互確認を行うとともに、内部統制をはじめとするコーポレート・ガバナンスに関する事項について意見交換を行う等、情報の共有化を図っております。

また、監査役監査及び会計監査人監査とは独立した立場にある内部監査部門から監査役会に対し、内部監査の結果をその都度報告しております。なお、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、当社すべての部署を対象として監査を行うとともに、必要に応じて連結子会社の監査も実施し、会計処理が適切に行われているか、業務活動が効率的・正確に行われているかを監査することにより、経営の改善並びに能率の増進を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
愛知吉隆	税理士													
岡本雄三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
愛知吉隆		税理士 アタックス税理士法人 代表社員COO 東京証券取引所、名古屋証券取引所の定める独立役員に指定	1.税理士として財務及び会計に関する専門的な知見と豊富な経験を有しており、専門家として客観的立場から厳格な監査を受けることが可能であるため選任しております。 2.当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断し指定しております。なお、過去に当社は同氏が代表社員を務めるアタックス税理士法人に対して税務に係るコンサル業務を委託していましたが、委託料は当社への経済的依存が生じるほど多額ではありません。
岡本雄三		税理士 税理士法人MARKコンサルタンツ 代表社員 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役 東京証券取引所、名古屋証券取引所の定める独立役員に指定	1.経営コンサルタント、会社経営者として会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者として客観的立場から厳格な監査を受けることが可能であるため選任しております。 2.当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断し指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、自主的に月額報酬の一部を役員持株会へ拠出しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告においては、全取締役の総額開示をしております。
有価証券報告書においては、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定について決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の理念(当社は、エンジニアリングによる新しい価値を提供し続けることで、従業員一人ひとりの成長と幸福の実現、そして企業の持続的成長を目指し、常に社会の要請にこたえる事業を行う)に資するもので、当社グループの業績や企業価値との連動を重視し、中長期の業績達成と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能することに加え、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る透明性・客観性の高い報酬制度であることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)
基本報酬(金銭報酬)は、月額固定報酬とし、役位に応じた報酬体系をベースに評価に応じて金額を決定し、優秀な人材を確保するための役割に応じた報酬とする。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、金銭報酬(賞与)とし、本業の稼ぐ力を強化するため連結営業利益と、株主視点も取り入れるため親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、個人評価を加えた単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬とする。株式報酬は、役位に応じた固定分と業績連動分により構成し、業績連動分については原則として中期経営計画の業績指標(連結営業利益)の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとし、年度毎にポイントを付与、ポイントの数に相当する当社株式を退任時に交付する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役)の報酬等の種類別の割合については、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業をピアグループとして調査・分析した報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会による審議の答申を尊重し、報酬等の種類別の額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類別の割合の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等=約6:3:1とする。(KPIを100%達成した場合)

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の個人評価部分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から指名・報酬委員会に提出される原案に対する審議の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該審議の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役や社外監査役の求めに応じ、社内外との連絡・調整を担当する使用人を選任するなど、サポート体制を整えています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
藤本和久	相談役	財界活動・公益的職務等	非常勤・報酬あり	2022/06/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・代表取締役社長等であった者が取締役退任後、相談役の役職に就き、財界活動や公益的職務に取組んでおります。また、経営には関与しておりません。
- ・相談役は取締役会決議を経て就任しております。
- ・上記の「社長等退任日」には、当社の取締役会長の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成しており、法令で定められた事項や経営上の重要な事項について判断・決定するとともに、各取締役の業務執行の状況などを監督しております。また、指名・報酬に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に指名・報酬委員会を設置しております。

なお、経営環境の変化に対応し、迅速かつ的確な経営判断を下していくための経営体制が構築できるよう取締役の任期を1年としております。

また、経営と執行の分離及び執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、業務及び財産の状況を調査することで、経営監視機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による的確かつ迅速な意思決定と業務執行並びにその監督を行う一方で、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法的期限の7日前に発送しております。加えて、招集通知の発送7日前に当社ホームページ及び発送6日前に株主総会資料掲載ウェブサイト、上場証券取引所ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「会社情報/ポリシー」の中で公表しております。 https://www.yahagi.co.jp/company/policy/disclosure_Policy/	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」を開設し、IRニュース、決算情報(決算短信、決算説明資料、株主通信)、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料などを掲載しております。 https://www.yahagi.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守はもとより企業理念の実践を通じて社会から信頼される企業となることを目的として、役職員が業務を遂行するにあたり、個人として行動する上で遵守すべき基本事項を「行動規範」に規定し、ステークホルダーの立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国際標準化機構(ISO)の定める基準に基づき、環境マネジメントシステム及び品質マネジメントシステムを構築・運営しております。(ISO14001及びISO9001認証取得) 当社が環境に与える直接的・間接的負荷を把握し、これを継続的に軽減していくための活動内容を、年に一度「やばぎエコレポート」として作成し、当社ホームページにて公開しております。また、当社は環境保全に有効な技術として、工事範囲を抑制できる地山補強土工法「パンウォール工法」やヒートアイランド対策に有効な保水性アスファルト舗装「クールペーブ」等を保有しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営環境の急激な変化によりリスクも多様化・複雑化している中、グループ会社を含めた全社的な内部統制の強化とコンプライアンスの徹底により経営リスクの最小化を図っております。なお内部統制システムの基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令遵守体制の維持・向上を図るため、CSR/ESG委員会を設置し、組織横断的な管理体制の下、全社の法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、法令及び定款遵守の周知・実行を徹底する。
- (2) 取締役は取締役会において定められる取締役会規則やその他の社内規程に基づいて業務を執行するとともに、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視・監督することで、法令遵守に関する牽制機能を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報については、文書管理に係る規程に従い、文書または電子的媒体にて適正に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)企業活動に関連する内外の様々なリスクに適切に対応するため、リスク管理に係る規程を制定し、リスクに対する基本方針を定めるとともに管理体制を整備する。
- (2)各部署長は、自部署に内在するリスクを把握・分析のうえ、事前に対応方針を整備する等、リスクマネジメントを実施する。
- (3)CSR/ESG委員会を中心に内部統制システムによるリスクアセスメントを実施し、リスクを未然に防ぐとともに、発生したリスクに対しては損失を最小限にとどめる対策をとる。
- (4)安全、品質及び環境面においては、労働安全に関するマニュアル、ISO9001及び14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築並びに運用を行う。
- (5)地震等の自然災害に対しては、被害を最小限に抑え迅速に事業を再開することや社会インフラのいち早い復旧に尽力できるよう、事業継続性を確保できる体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定期的な取締役会開催のほか、幹部会を毎月1回開催し、各部門の状況把握並びに情報の共有化を図り、機動的な対応がとれるようにする。
- (2)取締役は担当委嘱に基づき役割を分担し、各部門における目標の達成に向けて職務を遂行する。
- (3)各業務の承認、決裁体制を「業務決裁規程」に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限並びにその委譲の範囲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
- (4)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、経営計画及び年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定する。各部門においては、その経営目標達成に向けて具体策を立案・実行するとともに、取締役会は業績報告等を通じて経営計画の進捗状況の把握並びに必要な指示を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるよう「行動規範」を制定する。また「行動規範」及び「就業規則」に則り、法令及び定款に適合した業務執行を徹底するとともに、問題がある場合はCSR/ESG委員会にて審議する。
- (2)監査室に相談窓口を設け、全社の業務執行に係る法的リスクの回避を図ることで使用人の法令遵守に対する意識の啓発を図る。
- (3)業務を執行する使用人は、「業務分掌表」等社内規程に則って業務を遂行する。
- (4)内部監査部門として監査室を設置し、事業活動の全般にわたる社内制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、必要とされる改善を取締役並びに使用人に求める。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社からの協議事項や報告事項を定める「関連会社規程」を策定し、子会社は規程に基づき、経営概況、その他経営上の重要な情報について、当社に定期的な報告を行う。
- (2)グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定・運用し、子会社の損失の危険管理を行う。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ全体の年度計画を策定し、子会社の基本方針等を明確に定めるとともに、子会社は業務遂行状況の管理、評価を実施する。
- (4)子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるようグループ共通の「行動規範」を策定し、役職員に周知徹底する。
- (5)子会社との緊密な連携のもと、年度計画に対する子会社の経営現況や業務執行状況等について報告を求め、グループ全体の管理を実施する。
- (6)当社の監査役、内部監査部署は、子会社に対する監査を実施する。また、コンプライアンスに係る通報制度を設け、法令違反等の早期発見と是正を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)当社は監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助を担当する使用人を選任する。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動等について監査役会の意見を尊重する。
- (2)監査役を補助する使用人は、監査役から直接指示を受け対応することで指示の実効性を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
- (2)当社グループの取締役及び使用人等は、法令の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は当社の監査役に報告する。
- (3)監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、職務を遂行するうえで必要な往査、書類の閲覧等を求めることができる。
- (2)監査役会は必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- (3)監査役が職務の執行に必要な費用については、当社にて負担する。

11. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1)反社会的勢力に対しては、「行動規範」においてその関係を遮断する旨を定め、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制の基本方針並びに行動規範の中で「反社会的勢力との関係遮断」について方針を明確にするとともに、総務部が専任部署となり、警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力に関する情報を総括的に収集・管理しております。

また、工事請負契約約款に暴力団との関係排除条項を明記し商取引上のリスクに備えるとともに、内部通報制度を通じてリスク情報の集約ルートを多元化しています。

一方、役職員に対しては外部から講師を招き会議等の場で啓蒙活動を行うとともに、社内イントラを通じて反社会的勢力に係る情報やその対処方法等について周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

2021年4月1日現在

